



第130回通常組合会開催 令和5年度予算等議決

2月25日(土)に第130回通常組合会が北海道医師会館において開催され、規約の一部改正、令和5年度事業方針および歳入歳出予算等について原案どおり可決された。

なお、組合員の方には、事業方針・予算等の詳細について、附録で公示(道医国保公示第471号)しているものを、別途、送付いたしますので、ご参照願います。

以下、第130回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分開会され、議員定数57名中、資格確認時15名(最終出席者数20名)、他に表決委任状提出者34名の出席があり組合会は成立した。

最初に、長瀬 清 理事長から挨拶があった。

長瀬理事長挨拶

皆さんこんにちは。第130回通常組合会を開催することに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、また大変な悪路、更に寒さが厳しい折、全道各地からご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日頃より組合運営につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、感謝を申し上げます。

3年前の札幌雪祭りでの感染をきっかけとしまして、全道に新型コロナウイルス感染症が広がり、令和2年2月29日の第124回組合会は、鈴木知事の緊急事態宣言を受けて開催日当日に中止を決定させていただきました。その後は、8度にわたり感染の拡大と縮小の波を繰り返すことになり、7月の組合会は、感染対策に配慮をしながら開催ができましたが、2月の組合会は、いつも感染拡大の最中にあたりましたので3年連続で中止が続き、本日は4年振りの開催ということになります。その間、皆様方におかれましては、感染対策に神経をとがらせながら日々の診療に当たられ、地域の医療に尽力されてきたことに、敬意を表する次第です。

さて、令和2年度まで続いた「所得水準の高い国保組合への国庫補助の見直し」によりまして、当組合の補助金収入は、2億円を超える影響を受けました。組合員の皆様には、年々負担が増加をする後期高齢者支援金と介護納付金の負担増に加えて、平等割と均等割の保険料の引き上げというご負担をいただきまして、この難局をなんとか乗り越えてまいりました。しかしながら、財務省は、国庫補助の見直しが終了したばかりにもかかわらず、財政制度等審議会を通じて、所得水準の高い国保組合への国庫補



長瀬理事長挨拶

助を廃止することも検討すべきと言及しております。この国会に提出される改革メニューに取り上げられることは回避できましたが、全世代型社会保障構築会議の議論においては、社会保障を能力に応じて全世代で支え合うということを柱にしていますので、常にこの問題が再燃することを想定して、事業運営にあたっていく必要がございます。他の医師国保組合では、超高額薬剤の登場による超高額医療費問題や人口減少により被保険者数の減少に歯止めがかからないことも考慮して、近隣の医師国保組合との合併・統合をシミュレーションする動きがでています。当組合は幸いにも、平成30年度より前期高齢者交付金を受け取ることができるようになり、その金額も年々増加をしまして、単年度で削減された補助金の半分以上を超える金額の交付金を受けることができるようになっております。そのおかげもございまして、単年度の会計収支は5期連続で黒字となり、令和4年度においても黒字の見通しです。これまでに蓄積された財産もございまして、医師国保組合の中では財政的に安定をしている組合になります。

従いまして、令和5年度の保険料におきましては、国への納付が増加する後期高齢者支援金と介護納付金は増加分のご負担をいただくこととなりますが、



組合会議場

家族の人数が多い組合員の負担を和らげるべく、均等割賦課額を引き下げさせていただくことといたしました。引き続き、組合員の皆様に医師国保組合に入っておいて良かったと思っただけのような、皆様方にとって存在価値のある組合を維持していくべく、努力を続けていきたいと考えております。

本日の組合会は、保険料の引き下げに伴う規約改正、令和5年度の事業方針と歳入歳出予算の審議が、主な議題でございます。詳しくは、後ほど、ご説明をさせていただきますが、基本的には、令和4年度の事業を踏襲して、大きな見直しを行わずに事業運営を行う方針です。お諮りする各議案につきまして慎重にご審議をしていただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、組合会開催に当たりましたのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。



長瀬 清 理事長挨拶後、深澤 雅則 副理事長の司会で表彰式に入った。被表彰者は別掲の4名、うち1名の方が出席され、表彰を受けられた。

表彰後、長瀬 清 理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。



議事が再開され、佐藤 信清 議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

後志ブロック 岩内古宇郡：北 慎一郎 議員
日胆ブロック 室 蘭 市：福 永 純 議員

会議次第に従い報告事項に入った。

ア.「専決処分報告」

(1) 北海道医師国民健康保険組規約の一部改正について

※国が、国民健康保険組合における未就学児



三戸常務理事報告

に係る子育て世帯への経済的負担軽減措置を導入したことを受け、令和4年度から事業を実施するため、理事の専決処分により、所要の改正を行った。

(施行期日：令和4年11月1日)

(2) 令和4年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第1次補正について

※令和4年度より未就学児に係る子育て世帯への経済的負担軽減措置の事業を実施するため、また、令和4年度の前期高齢者納付金の納付金額の確定により、当初予算額に不足が生じたための令和4年度歳入歳出予算の第1次補正である。

◎補正額

国庫支出金	1,440千円増額補正
前期高齢者納付金等	158千円増額補正
諸支出金	1,440千円増額補正
予備費	158千円減額補正

(3) 令和4年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第2次補正について

※令和3年4月1日付で北海道医師会に転籍出向していた職員の定年退職により、北海道医師会との間で在籍期間分の精算を行う必要が生じたための令和4年度歳入歳出予算の第2次補正である。

◎補正額

繰入金	21,419千円増額補正
総務費	21,419千円増額補正
積立金	8,605千円増額補正
予備費	8,605千円減額補正

ア. 専決処分報告の(1)を 三戸 和昭 常務理事、(2)(3)を 田代 典夫 常務理事から、引き続きイ.「業務報告」を 三戸 和昭 常務理事から、ウ.「監査報告」を 我妻 浩治 監事から、それぞれ報告が行われ、質疑を求めたところ特になく、報告のとおり承認された。

報告事項を終え、佐藤 信清 議長から 神田 雄司 議長に交代して議事が進行された。

議案第 1 号 北海道医師国民健康保険組規約の一部改正について

※出産育児一時金について、社会保障審議会医療保険部会において令和 5 年 4 月から全国一律 50 万円に引き上げるべきとされ、これに基づき厚生労働省から健康保険施行令等の一部を改正する予定であるとの通知によるものであり、保険料の賦課については、令和 4 年 12 月 26 日付けで保険料等検討委員会の答申に基づく、規約の一部改正である。

- ・規約第 17 条（出産育児一時金）
 出産育児一時金 支給額 50 万円
- ・規約第 25 条（保険料の賦課）
 均等割賦課額
 組合員以外の被保険者 1 人につき
 （年額）78,000 円
 （施行期日：令和 5 年 4 月 1 日）

議案第 2 号 令和 5 年度北海道医師国民健康保険組合事業方針について

※令和 5 年度の事業方針の概要は次のとおりの内容である。

令和 2 年度までの 5 年間をかけて行われた「被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し」、超高額薬剤の保険適用が続いていることによる高額レセプトの増加、少子高齢化により人口減少が進んでいることによる被保険者数の減少、後期高齢者支援金、介護納付金をはじめとした国への負担金の増加等により、医師国保組合を取り巻く環境は、年々厳しさを増しております。また財務省の財政制度等審議会が、見直しが終了したばかりの定率国庫補助の廃止を引き続きの検討課題として言及しており、誠に理不尽で、到底受け入れがたい動きが起きています。全国の医師国保組合で設立した全医連では、この難局に立ち向かうため、日本医師会や三師会の国保組合の連合会、全国国民健康保険組合協会とも協力の上、この対応にあたっておりますが、一方で被保険者数の減少傾向に歯止めがかからない点は、保険者としての規模の確保に影響が出る懸念があり、将来への備えとして、医師国保組合の間で合併・統合をシミュレーションする動きも出てきております。当組合は、お蔭様で、全国の医師国保組合の中では上位の規模を有し、6 期連続での単年度会計収支の黒字を見込んでいますので、財政的にも安定をしており、超高額レセプトが散発的に発生したとしても、蓄積された財産により、当面の間、安定した運営が出来るものと考えております。

このような状況の中、令和 4 年度の保険料等検討委員会では、組合員及び被保険者の皆様にとって存在価値のある組合を維持していくべく、市町村国保

との保険料の比較において、家族の人数が多い組合員の負担を和らげるために、家族・准組合員の保険料である均等割賦課額を月額 1,000 円引き下げる旨の答申をいただきました。その上で、令和 5 年度の予算編成に際しましては、一人当たり保険給付費の増加を見込んだ上で、令和 4 年度の事業を踏襲することにいたしました。また昨年 11 月には国からの通知に従って規約を改正し、未就学児がいる世帯の保険料の軽減措置を導入しました。さらに 4 月からは、出産育児一時金の支給額を 50 万円に引き上げる共に、従前どおり産科医療補償制度の利用の有無にかかわらず同額の支給を継続します。

新しい技術、薬剤の認可が進む中で、保険給付費が増加をすることは、やむを得ない面がございますので、国の施策でもある健康寿命の延伸となる保健事業を強化することが、保険者として取り組むべき課題のひとつであると考えております。特に特定健診・特定保健指導の受診率向上と糖尿病性腎症重症化予防につきましては、国は、国保組合のみならず、全保険者に対してその強化を求めており、各保険者へのインセンティブ制度での重点項目として評価をしております。当組合の特定健診受診率は、全国の医師国保組合と比較をすると低いため、皆様方には 1 年に 1 度の健康診断を是非とも受診していただくよう切にお願いする次第です。

組合員・被保険者の皆様方に健康に対する更なる高い意識をお持ちいただけるように、広報活動を強化しながら、医療保険者としての義務を果たして参ります。一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

※令和 5 年度保険料賦課額

- ・平等割賦課額
 - 第 1 種・第 2 種組合員（1 人につき）
 年額 79,200 円 月額 6,600 円
 - 第 3 種組合員（1 人につき：前年同様）
 年額 24,000 円 月額 2,000 円
- ・所得割賦課額（前年同様）
 料率 前年中総所得金額の 1,000 分の 14
 （ただし、第 2 種組合員（育児機関医師会所属）は所得割賦課額として年額 60,000 円を加算いたします。）
 最高限度額（年額）520,000 円
- ・均等割賦課額
 （組合員以外の被保険者 1 人につき）
 年額 78,800 円 月額 6,500 円
- ・後期高齢者支援金等賦課額
 （全被保険者 1 人につき）
 予定年額 65,160 円 予定月額 5,430 円
- ・介護納付金賦課額
 （40～64 歳の被保険者 1 人につき）
 年額 74,520 円 月額 6,210 円

**議案第3号 令和5年度北海道医師国民健康保険組
合法令遵守（コンプライアンス）のため
の実践計画の制定について**

※国民健康保険組合の組織運営における令和5年度版の法令遵守（コンプライアンス）の実践計画を制定した。

（施行期日：令和5年4月1日）

**議案第4号 令和5年度北海道医師国民健康保険組
合歳入歳出予算について**

※令和5年度予算規模

- ・令和5年度予算総額（A） 2,717,263千円
- ・令和4年度第2次補正後予算総額（B）
2,768,742千円
- ・比較増減（A－B） － 51,479千円
（1.9%減）

この4議案については共に関連があることから、理事者側からの一括提案の申し出を 神田 雄司 議長が認めて一括上程となった。

議案第1号について、三戸 和昭 常務理事から、議案第2号は『事業方針の主文』を事務局が朗読した後、三戸 和昭 常務理事から事業項目の詳細についての説明が行われた。

続いて、議案第3号について、三戸 和昭 常務理事から、議案第4号は 田代 典夫 常務理事から、別冊「令和5年度歳入歳出予算（案）」により事項別明細等の説明が行われた。

審議の結果、議案第1号～議案第4号の4議案は

原案どおり可決された。

議案第5号 北海道医師国民健康保険組合一時借入金について

借入限度額 金 100,000,000円 以内

借入理由 保険給付費の支払い財源に不足が生じた時

借入先 北海道国民健康保険団体連合会

議案第5号について、田代 典夫 常務理事から提案趣旨の説明が行われた。

審議の結果、原案どおり可決された。

議事が全て終了し、長瀬 清 理事長から閉会の挨拶がなされ、第130回通常組合会は午後4時43分閉会となった。

被表彰者は4名

令和4年度被表彰者名簿

- ※ 組合会議員として10年以上在任された方
美幌支部 宮澤 学 議員
- ※ 支部長および組合会議員として10年以上在任された方
岩内古宇郡支部 千葉 理 支部長
上川郡中央支部 藤原 正文 支部長
- ※ 支部長として10年以上在任された方
胆振西部支部 坪 俊 輔 支部長

令和5年度 歳入・歳出予算の概要

【歳入】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	【歳出】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
1. 国民健康保険料	1,435,660	△ 2.3	52.8	1. 会議費	33,439	5.2	1.2
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2. 総務費	124,964	△ 13.7	4.6
3. 国庫支出金	173,433	△ 3.2	6.4	3. 保険給付費	1,097,951	△ 2.4	40.4
4. 前期高齢者交付金	164,050	7.6	6.0	4. 介護納付金	151,285	△ 7.8	5.6
5. 道支出金	1	0.0	0.0	5. 共同事業拠出金	113,282	19.0	4.2
6. 連合会支出金	1	0.0	0.0	6. 後期高齢者支援金等	315,022	7.2	11.6
7. 共同事業交付金	43,689	△ 4.9	1.6	7. 前期高齢者納付金等	820	4.7	0.0
8. 財産収入	13	△ 82.9	0.0	8. 保健事業費	172,170	1.0	6.3
9. 繰入金	5	△ 100.0	0.0	9. 積立金	5,793	△ 60.0	0.2
10. 繰越金	900,000	0.0	33.1	10. 諸支出金	38,440	0.0	1.4
11. 諸収入	410	32.3	0.0	11. 予備費	664,097	△ 3.8	24.4
歳入合計	2,717,263	△ 1.9	100.0	歳出合計	2,717,263	△ 1.9	100.0

※前年度比は、令和4年度第2次補正後予算額との比較。△はマイナス。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

当組合の被保険者で、次の支給要件に該当される方は申請により傷病手当金が支給されます。

【支給要件】

1. 対象者	<p>○次の条件をすべて満たす被保険者</p> <p>(1) 給与等の支払いを受けている方。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ労務に服することができなくなった方。</p> <p>(3) 3日連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日がある方。</p> <p>(4) 給与等の全部、または一部の支払いを受けることができない方。</p>
2. 対象日数	<p>労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数。</p>
3. 支給額	<p>1日当たりの支給額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{直近の継続した3月間の給与等収入の合計額} \div \text{労務日数} \times 2/3$ </div> <p>※上記の計算にあたり、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（日額30,887円 令和2年10月現在）を超えるときは、その金額とする。また、給与等の一部が支払われる場合はその受けることができる給与等の額が支給額より少ないときは、差額を支給する。</p>
4. 適用期間	<p>令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に感染して、療養のために労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月までとする。</p> <p>なお、令和5年5月8日以降の感染については対象外です。</p>

支給要件に該当される方は、申請に必要な書類等を送付いたしますので、北海道医師国保組合までご連絡ください。

北海道医師国民健康保険組合

電話：011-271-7471

道医師国保組合のお知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響する場合がありますので、お早めに届け出をお願いいたします。

届出		届出用紙	届け出が必要なとき	
資格喪失	組合員（医師）	被保険者資格喪失(脱退)届 【組合員(医師)世帯全員用】 様式第16号①	○他の医療保険に加入したとき ○北海道医師会を退会したとき ○医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき ○道外に住所を変更したとき ○死亡したとき など	
	准組合員（従業員）	被保険者資格喪失届 【准組合員(従業員)世帯全員用】 様式第16号②	○組合員の管理する医療機関を退職したとき ○他の医療保険に加入したとき ○組合員（医師）が組合員資格を喪失したとき ○死亡したとき など	
	家族	被保険者資格喪失届 【家族用】 様式第16号③	○他の医療保険に加入したとき（就職等） ○組合員（又は准組合員）と別世帯になったとき（婚姻、転出、世帯分離） ○死亡したとき など	
資格取得	従業員(准組合員)	被保険者資格取得届 【従業員(准組合員)新規用】 様式第15号②	○組合員の開設又は管理する医療機関で75歳未満の従業員を採用したとき（健康保険適用事業所を除く） など	
	家族	被保険者資格取得届 【家族追加用】 様式第15号③	○組合員（又は准組合員）と同一世帯になったとき（婚姻、転入、世帯合併） ○他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等） ○子どもが生まれたとき など	
住所・氏名の変更		住所・氏名変更届 様式第17号	○組合員（又は准組合員）の住所が変更になったとき（転居、住居表示変更等） ○氏名が変更になったとき（婚姻等による名字変更、字体変更等） など	
家族の 修学にともなう転居 (修学中の住所地特例)		第116条該当・非該当届 様式第20号	該当	○遠隔地で修学するために組合員（又は准組合員）と住民票上の別世帯になったとき ○該当を届け出ている家族が遠隔地で進学したとき など
			非該当	○該当を届け出ている家族が、組合員(又は准組合員)と同一世帯になったとき（修学終了による転入、組合員（又は准組合員）の住所変更等）など

【提出先・届出用紙の備付】

所属支部＝組合員（医師）が所属している医師会（郡市医師会・医育機関医師会）

*届出用紙は組合ホームページ（<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>）からも入手できます。

【必要書類等】

各届出用紙に記載がありますのでご確認ください。必要書類等をすべて添付のうえ、提出してください。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合 担当：業務係(資格) TEL 011-271-7471

